

第8章 環境の保全のための措置

省略

第9章 監視計画

9-1 事後調査を行うこととした理由

事後調査は、予測の不確実性の程度が大きい場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講じる場合などについて、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握し、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減することを目的として実施する。

なお、事後調査は、千葉県環境影響評価条例第39条（事後調査等の実施）に基づく調査であり、事後調査とは別に事業者が自主的に行う監視としてモニタリング調査を実施する計画である。

9-2 事後調査の項目及び方法

9-2-1 施工時

施工時における事後調査の項目及び方法等は、表9-2.1に示すとおりである。

表 9-2.1 施工時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	建設機械の稼働	粉じん (降下ばいじん)	保全対象立地位置を 勘案して西側敷地境界付近の1地点	重量法（ダストジャーによる採取）による現地調査	施工期間において影響が最大となる工種の実施期間内の1ヵ月
水 質	工事の実施	濁度及び水素イオン濃度	沈砂池出口	濁度計及びpH計による現地での調査 ^{注)}	施工期間において影響が大きくなると想定される時期の強降雨時
騒 音	建設機械の稼働	騒音レベル (L_{A5})	保全対象立地位置を 勘案して西側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間（工事実施時間帯）
	工事用車両の走行	騒音レベル (L_{Aeq})	現況調査を行った地点うち、工事用車両（大型車）が走行する3地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間（工事用車両走行時間帯）
振 動	建設機械の稼働	振動レベル (L_{10})	保全対象立地位置を 勘案して西側敷地境界付近の1地点	日本工業規格「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準拠した現地調査	施工期間において影響が最大となる時期の1日間（工事実施時間帯）
	工事用車両の走行	振動レベル (L_{10})	現況調査を行った地点うち、工事用車両（大型車）が走行する3地点	日本工業規格「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準拠した現地調査	工事用車両の走行台数が最大となる時期の1日間（工事用車両走行時間帯）

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質質量との相関を実験により把握のうえ調査する。

9-2-2 供用時

供用時における事後調査の項目及び方法等は、表9-2.2に示すとおりである。

表 9-2.2 供用時における事後調査の項目及び方法等

事後調査の項目			事後調査の手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	二酸化硫黄 窒素酸化物 塩化水素 浮遊粒子状物質 ダイオキシン類 水銀	二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の最大着地点付近	日本工業規格、各マニュアル等に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期から1年間（4季、各7日間）
水 質	施設の稼働	生活環境項目 全窒素、全燐	合併浄化槽放流口	「水質調査方法」（昭和46年9月 環境庁水質保全局）に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期に1回
騒 音	施設の稼働	騒音レベル （最大稼働時の定常騒音）	予測の最大地点及び保全対象立地位置を勘案して西側敷地境界付近1地点の計2地点	日本工業規格「環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731）」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（24時間）
振 動	施設の稼働	振動レベル （最大稼働時の定常振動）	予測の最大地点及び保全対象立地位置を勘案して西側敷地境界付近1地点の計2地点	日本工業規格「振動レベル測定方法（JIS Z 8735）」に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の1日間（24時間）
悪 臭	施設の稼働	特定悪臭物質（22物質）	風上・風下側敷地境界計2地点	「特定悪臭物質の測定の方法」（昭和47年5月 環境庁告示第9号）に準拠した現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回
		臭気濃度	特定悪臭物質の調査地点と同一地点	三点比較式臭袋法による現地調査	事業活動が定常となった時期の夏季に1回

9-3 モニタリング調査の項目及び方法

9-3-1 施工時

施工時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表9-3.1に示すとおりである。

表 9-3.1 施工時におけるモニタリングの項目及び方法等

モニタリングの項目			モニタリングの手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
水 質	工事の実施	濁度及び 水素イオン濃度	沈砂池出口	濁度計及びpH計による現地でのモニタリング ^{注)}	沈砂池からの放流時

注) 工事の実施前に濁度と浮遊物質濃度との相関を実験により把握のうえモニタリングする。

9-3-2 供用時

供用時におけるモニタリング調査の項目及び方法等は、表9-3.2に示すとおりである。

表 9-3.2 供用時におけるモニタリングの項目及び方法等

事後調査の項目			モニタリングの手法等		
環境要素	活動要素	対象項目	調査地点等	調査の手法	調査期間
大気質	施設の稼働	硫黄酸化物 窒素酸化物 一酸化炭素 ばいじん 塩化水素	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		排出ガス量 排出ガス温度	煙突	自動測定によるモニタリング	施設供用後に連続監視
		硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素	煙突	大気汚染防止法に基づく測定	施設供用後に2月を超えない作業期間ごとに1回以上
		ダイオキシン類	煙突	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査	施設供用後に毎年1回以上

注)水銀については、今後の動向を踏まえ法令に基づく手法により実施する。

9-4 環境影響の程度が大きいことが明らかとなった場合の方針

事後調査の結果、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、関係機関と連絡をとり、必要な措置を講ずるものとする。

9-5 事後調査の結果の公表の方法

事後調査の結果については、事後調査の進捗状況に応じて、当組合のホームページにおいて公表する。

9-6 事後調査の実施主体等

事後調査については、当組合が実施する。なお、施設の運営に関連する供用後の煙突排出ガスのモニタリングなどについては、運営業務を受託した民間業者により行うものとし、発注の際の仕様において求めるものとする。

第10章 環境影響の総合的な評価

現在、組合構成区域における可燃ごみ処理施設はすべて稼働開始後20年以上を経過しており、老朽化が進行している。また、稼働開始時と比べて、ごみの低位発熱量が高くなっているため、定格処理能力に対し処理能力は低下しており、これらの施設の更新は緊急を要している。不燃・粗大ごみの処理施設も稼働開始後、18年から33年を経過しており、更新が必要な時期となっている。また、資源ごみに関しても、循環型社会の構築に向けて、広域化によるスケールメリットを生かした資源化施設が必要である。

一方、組合構成区域の生活環境及び自然環境の保全のため、排ガス等の環境負荷を低減する設備の適正化を図らなければならない。

都市計画対象事業は、このような背景の中で、構成市が一体となって長期的な展望のもと、ごみ処理に係る効率性及び経済性、さらに技術的な安定性を考慮したごみ処理施設（熱回収施設及びマテリアルリサイクル推進施設）を建設するものであり、平成33年度の稼働開始を目指している。

本環境影響評価では、本事業による事業特性及び地域特性を勘案し、大気質、水質、水文環境、騒音及び超低周波音、振動、悪臭、土壌、植物、動物、陸水生物、生態系、景観、廃棄物、残土及び温室効果ガス等の15項目の環境要素を対象に計画段階での環境保全措置を勘案して調査、予測及び評価を行った。

また、「第9章 監視計画」に記載のと通りの事後調査を実施し、本事業に係る工事の実施中及び供用開始後の環境の状況を把握のうえ、環境への著しい影響が確認された場合またはそのおそれがある場合には、必要な措置を講ずることで環境影響を回避し、または低減するものとしている。

今後は、本環境影響評価の結果を十分に認識のうえ、環境保全措置を確実に実行し、周辺地域の環境保全に配慮して事業を進める所存である。

以上のことから、本事業は、事業者の実行可能な範囲において対象事業の実施に伴う環境影響についてできる限り低減が図られたものであると評価する。

第11章 委託の状況等

本事業に係る環境影響評価は、以下に記載の者に委託して行った。

11－1 受託者の名称及び代表者の氏名

受託者の名称：八千代エンジニアリング株式会社 千葉事務所

代表者の氏名：所長 岡田 巧

11－2 受託者の主たる事務所の所在地

千葉県千葉市中央区新田町1－1 IMI 未来ビル7F